

石狩市地球温暖化対策推進計画【区域施策編】（概要版）

1.1. 計画の目的・位置づけ

(1) 計画策定の目的

国は、パリ協定を踏まえ、平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、その中で、地方公共団体においては「地方公共団体実行計画区域施策編」を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を実施するよう努めるとしています。

また、令和元（2019）年 6 月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、これまで以上に高い温室効果ガスの削減目標を掲げています。

本市では、その動向を踏まえ、地球温暖化対策を更に推進するため、地域社会を構成する一人ひとりが、これまでの事業活動や日常生活そのものを見直すこと、そしてその行動を起こすことにより、持続可能な地域として未来へ繋ぐため「ゼロカーボンシティ」の表明を行いました。本計画の中で謳う「基本方針」及び「地球温暖化防止に関する施策」の取り組みを着実に進め、2050 年の脱炭素社会の実現を目指します。

また、地球温暖化により様々な分野における気候変動の影響が顕在化してくると考えられることから、そのリスクを見極め、計画的に回避・軽減し、安全で安心して暮らし続けられる地域づくりをめざします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条に規定される地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づき策定するもので、あわせて、気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけます。

また、石狩市環境基本計画の環境目標として掲げられる地球環境保全に向けた個別計画として位置づけるとともに、従来は個別計画として策定していた「石狩市地域新エネルギービジョン」を本計画に統合し、「区域施策編」・「事務事業編」と含めて総合的に進めて行くこととします。

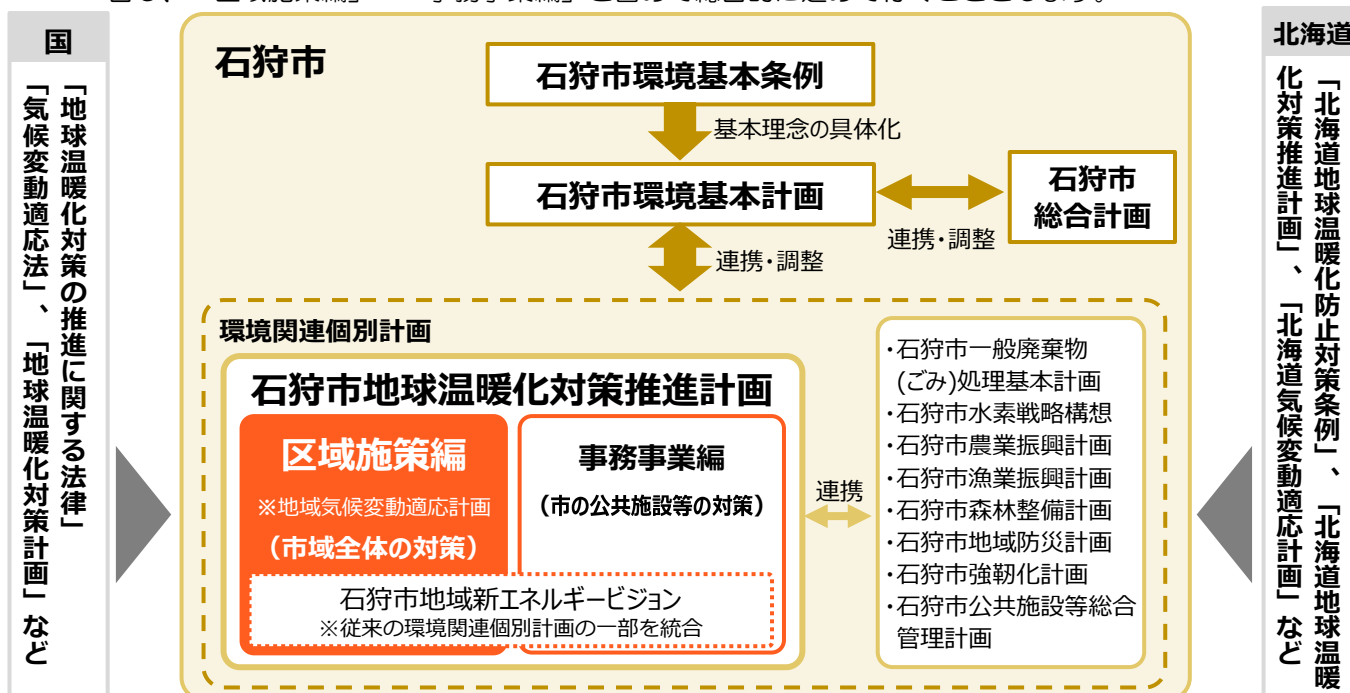


図 1：計画の位置づけ

1.2. 計画の期間・対象

(1) 計画期間

国の「地球温暖化対策計画」に準じ、計画の対象期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。また、基準年も国の計画に準じて平成 25（2013）年度とします。

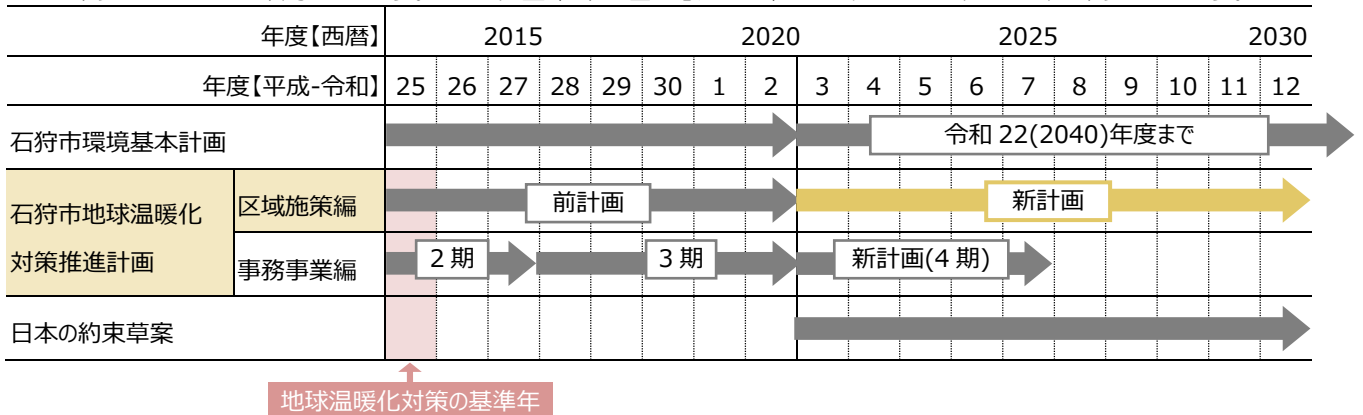


図 2：計画期間

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、石狩市全域とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項で定める温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素の 7 種類の物質とされています。これらの温室効果ガスは、エネルギーの利用や廃棄物の焼却・埋め立てなど、様々な人間活動によって排出されます。

前計画では、二酸化炭素（エネルギー起源 CO₂）を除く他のガスは、本市の特性から削減対象としていないことから、本計画にあたっては、二酸化炭素（エネルギー起源 CO₂）のみを対象とします。

2.1. 前計画の目標達成状況

前計画では、市民一人当たりの CO₂ 排出量について、平成 13（2001）年度を基準年として目標値を設定しており、中間年度となる平成 22（2010）年度の中間目標値は 7.55t-CO₂/人、最終年度となる令和 2（2020）年度の最終目標は 7.23 t-CO₂/人と設定しています。

直近までの実績値と現行計画の目標値を比べてみると、現行計画の対象となっている平成 14(2002)年度以降、目標を達成できていない状況となっています。



図 3：区域施策編の現行計画の目標達成状況の推移

2.2. 温室効果ガスの排出状況と将来予測等

石狩市域の温室効果ガス排出量について、直近の平成 30（2018）年度の排出量は 580 千 t-CO₂ となっており、基準となる平成 25（2013）年度の排出量（616 千 t-CO₂）と比べ、5.8%削減している結果となっています。

温室効果ガス排出量は、基準年から低減していますが、将来推計の結果、このまま何も対策を講じないケースでは、令和 12（2030）年度の排出量はほぼ横ばいと見込まれます。

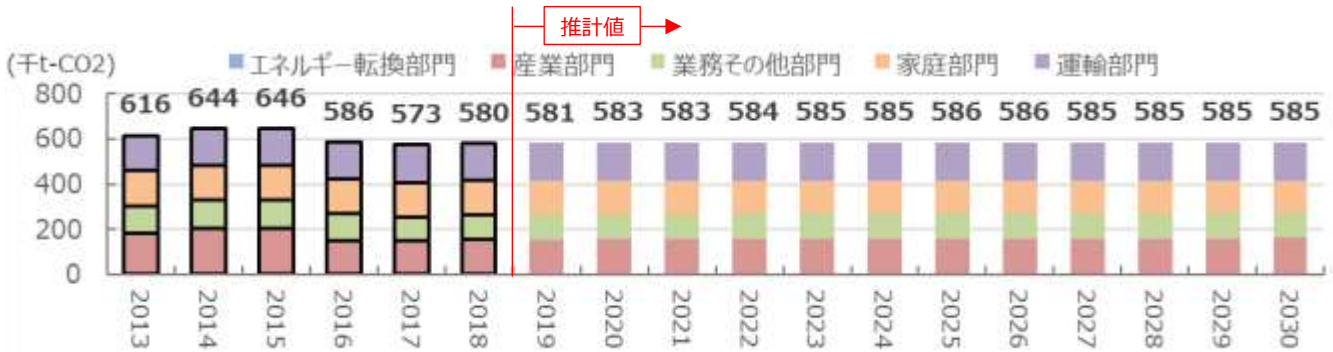


図 4：温室効果ガス排出量の推移と2030年度までの将来推計

3.1. 再生可能エネルギーによる CO₂ の削減ポテンシャル

石狩市は、太陽光発電や風力発電について高いポテンシャルを持っているほか、木質バイオマス発電についても一定のポテンシャルを持っているとされており、こうした再生可能エネルギー由来の電力の供給が拡大すると、電力の使用による CO₂ 排出を大きく削減できます。

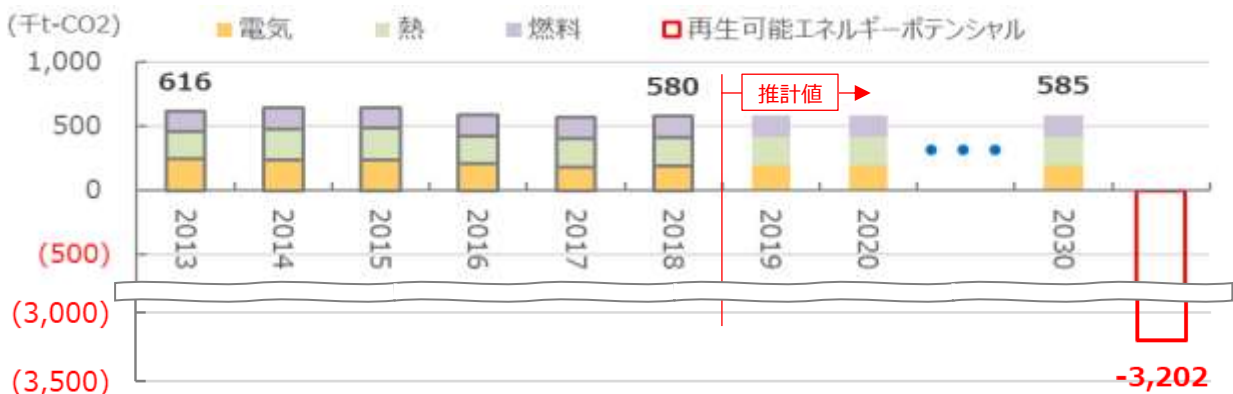
CO₂ 排出量の削減ポテンシャルを検討する上で、仮に、市内のポテンシャルすべてが発電に活用された場合、最大で 3,202 千 t の二酸化炭素が削減でき、市域での CO₂ 排出量の約 5 倍に相当する削減量となると推計しています。

表 1：石狩市内の再生可能エネルギーによる CO₂ の削減ポテンシャル

| エネルギー種類 | CO ₂ 削減量 | 導入ポテンシャル |
|-----------|---------------------------|----------|
| 太陽光発電 | 71 千 t-CO ₂ | 146MW |
| 風力発電（陸上） | 1,063 千 t-CO ₂ | 1,042MW |
| 風力発電（洋上） | 1,926 千 t-CO ₂ | 1,888MW |
| 木質バイオマス発電 | 133 千 t-CO ₂ | 52MW |
| 中小水力発電 | 9 千 t-CO ₂ | 4MW |
| 計 | 3,202 千 t-CO ₂ | 3,132MW |

出典：【導入済み FIT 売電】固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト（経済産業省 資源エネルギー庁）

※風力発電（洋上）は市による独自推計、バイオマス発電は運転予定発電所の公称値を使用



※再生可能エネルギーポテンシャルは、国が掲げる 2030 年度の電気の排出量の目標値 (0.37kg-CO₂/kWh) を使用して評価しています。

図 5：石狩市の温室効果ガス排出量に対する、石狩市内の再生可能エネルギーが占める量の推移と推計

3.1. 基本方針

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、「第三次石狩市環境基本計画」に掲げた、本市がめざす環境像「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」を、地球環境分野において実現するため、「世界をリードするエネルギー転換・脱炭素社会が進み、かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち」を目指す姿として、市民、事業者と市が一体となって脱炭素社会を創ることを目指します。

基 本 理 念

世界をリードするエネルギー転換・脱炭素社会が進み、
かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち

(2) 基本方針

地球温暖化対策を進めるにあたっては、エネルギーの効率的な利用などによる省エネルギー化と、市内に豊富に賦存する再生可能エネルギーの活用を中心として対策を進めます。

また、国の「地球温暖化対策計画」にも掲げられているように「環境・経済・社会の統合的向上」、つまり、地域経済の活性化や雇用創出、地方の人口減少対策や公共交通の確保など、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫を活かした施策の推進を図ります。

さらに、深刻化する地球温暖化の防止と同時に、気候変動による影響に適切に対応していく必要があることから、気候変動の「緩和」とあわせて、「適応」策となる地球環境保全対策も同時に行います。

地球温暖化対策を進めるにあたっての基本方針



省エネルギー化と再生可能エネルギー導入を中心とした
地球温暖化対策の推進



地域の再生可能エネルギーを活用した環境負荷の低減と
地域活力の創造の両立



気候変動の「緩和」と「適応」を意識した環境保全対策の推進

① 省エネルギー化と再生可能エネルギー導入を中心とした地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を進める上で、エネルギーを効率的に使用するとともに無駄なエネルギー消費を抑える、省エネルギー化を推進します。一方で、省エネルギー化はこれまでも取り組んできたものであり、限界があるのも事実です。そのため、再生可能エネルギーなどの温室効果ガスを発生させないエネルギーを活用し、省エネルギー化と再生可能エネルギー導入により、一層の地球温暖化対策を目指します。

とくに、2050年のゼロカーボン達成に向けては、これまでの取り組みの延長では達成できないとも言われており、新しい生活スタイルの確立や働き方改革の手段として ICT 等を活用した移動低減による脱炭素化などの取り組みも進めます。

② 地域の再生可能エネルギーを活用した環境負荷の低減と地域活力の創造の両立

石狩市は、再生可能エネルギー、特に太陽光発電や風力発電の賦存量が多く、複数の発電事業計画があります。一方で、発電したエネルギーは地域外に流出しており、地域で十分に活用されているとは言い難いのが現状です。

地域の再生可能エネルギーを地域で活用すると同時に資金も地域で循環する仕組みを作ることにより、地域の環境負荷の低減につなげると同時に、地域経済の循環、地域の活性化を目指します。

③ 気候変動の「緩和」と「適応」を意識した環境保全対策の推進

地球温暖化による影響が避けられなくなった今、地球温暖化対策には、大きく分けて「緩和策」と「適応策」の2種類が求められています。

「緩和策」は、温室効果ガスの排出削減等により地球温暖化の進行を抑制するための対策です。省エネ行動などでエネルギー消費を低減することや、再生可能エネルギーを利用して化石燃料の使用を少なくしていくことなどが該当します。

一方で、「適応策」は、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策です。高温に強い作物の開発を行うことや、大雨などの災害に備えた整備を行うことなどが該当します。

「緩和策」と「適応策」は、両方ともが地球温暖化対策に不可欠であるため、これらを車の両輪と考え、市民・事業者と市が一丸となって推進していく必要があります。



図 5：地球温暖化の緩和策と適応策の関係
出典：令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

3.2. 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の評価手法

石狩市には豊富な再生可能エネルギーが賦存していますが、そのほとんどは FIT 制度によって売電され、石狩市内で使用されている再生可能エネルギーはほとんどない状態となっています。

しかしながら、実際には CO₂ を排出せずに発電を行っているため、化石燃料による発電の割合を低減させるなど地域外への貢献を行っているほか、今後の技術革新により地域で発電した電力が地域で活用できる仕組みが構築できれば、エネルギーの地産地活が可能となります。このことから、地域で発電している再生可能エネルギーは地域の温室効果ガス排出削減に寄与しているものとして取り扱います。

(2) 削減目標

国は、平成 25 (2013) 年度を基準とし、令和 12 (2030) 年度における温室効果ガス削減目標を部門別に設定しています。市は、本計画で削減対象としているエネルギー起源 CO₂ について、国の目標に準じた削減目標を定めることとします。

基準となる平成 25 (2013) 年度の市の CO₂ 排出量は 616 千 t-CO₂ で、ここから部門別に設定された削減目標値を差し引くと、基準年から 26.7% 減となる 451 千 t-CO₂ となります。

将来推計による市の令和 12 (2030) 年度の排出量は 585 千 t-CO₂ ですので、排出削減の取り組みにより、134 千 t-CO₂ の削減が必要です。

本計画では、この「令和 12 (2030) 年度 CO₂ 排出量 451 千 t-CO₂ 以下」を目標とします。

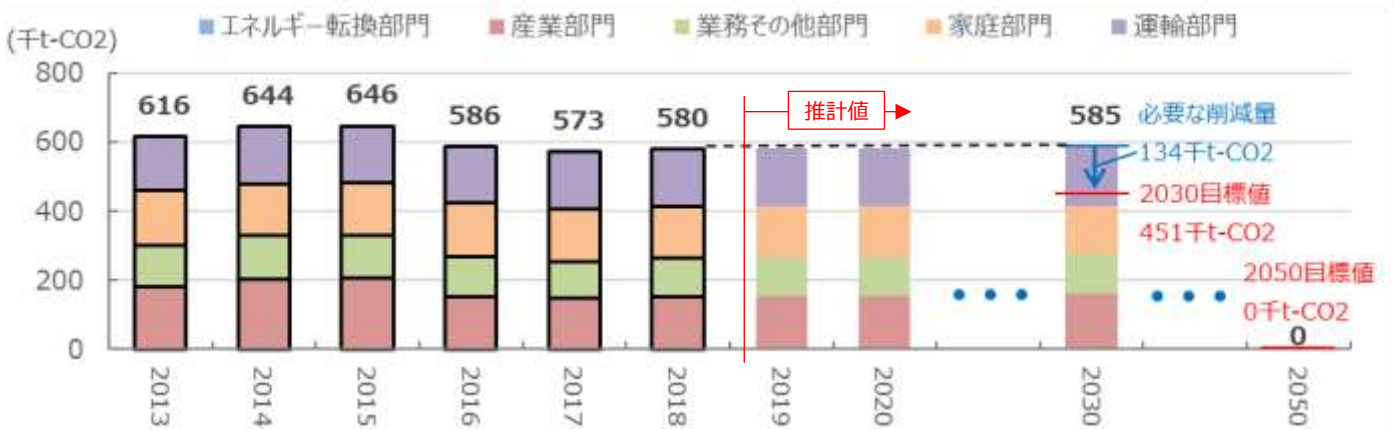


図6：温室効果ガス排出量の推移と2030年度までの将来推計

4.1. 地球温暖化防止に関する施策

取組内容 1 再生可能エネルギー等の利用促進

社会の脱炭素化を目指していく上で、再生可能エネルギーの導入に対する期待は大きく、国の方針においても、再生可能エネルギー導入によるCO₂削減は大きな割合を占めています。

一方、石狩市は再生可能エネルギーが市内に豊富に賦存することから、この強みを活かして、地域における脱炭素化、さらに地域の活性化につなげていくために、この再生可能エネルギーの利用促進が不可欠です。

また、再生可能エネルギーから水素を製造することで、自動車などの燃料のCO₂フリー化も実現できることから、再生可能エネルギーと水素を上手に活用することも必要となっています。

施策の内容

①市のポテンシャルを活かした再生可能エネルギー発電と地産地活の推進

本市では、太陽光発電や風力発電などのポテンシャルが高く、更なる再生可能エネルギーの活用が期待されています。環境の保全に配慮しながら、市内における再生可能エネルギー発電を推進するとともに、再生可能エネルギーを活用した地域の活性化や、地域で作られた再生可能エネルギー電力を地域で活用するための取り組みを推進します。

- 事業者などが使用する電力の100%を再生可能エネルギーでまかなう再エネ100%を目指す事業者を支援するとともに、脱炭素化に取り組む企業の誘致を進めます。

- 民間の企業等と連携し、地域新電力*¹など再生可能エネルギーを提供する事業者の検討とあわせて、マイクログリッド*²などの新たな技術を活用し、市内で発電した再生可能エネルギー電力を市内で利用できるよう、調査・検討を進めます。
- 市内の山林などで発生する不要材（間伐材や林地残材など）をバイオマス発電に活用し、地域の活性化につながる仕組みづくりの支援を行います。
- 地域の再生可能エネルギーを活用した新たなエネルギーの地産地活事業に対する補助等を検討します。

② 市民・事業者への再生可能エネルギーの普及啓発

近年では一般家庭の屋根などに太陽光発電が設置される事例も多くなり、市民による再生可能エネルギー発電も浸透してきています。今後も家庭や事業所などで再生可能エネルギー発電の導入や再生可能エネルギー電力の利用が広がるよう、普及啓発を行います。

- 自家消費を主とした小規模な再生可能エネルギー発電の導入などについて、導入事例や補助制度などの情報提供を行います。
- 出前講座などにより、家庭や事業所でできる再生可能エネルギー導入の事例などを紹介し、活用について普及啓発を行います。

③ 水素エネルギー等の活用の推進

水素は使用時にCO₂を排出せず、製造する際に再生可能エネルギー電力を使用すれば、全くCO₂を出さないエネルギー源となることから、脱炭素社会の実現に欠かせないものとなっています。この水素の活用に向け、環境整備のための調査・検討や、市民・事業者による利用の普及啓発を行います。

- 再生可能エネルギーの余剰電力を活用した水素製造や、水素エネルギーの利用環境の整備に向け、関連機関や近隣市町村と連携しながら、調査・検討を進めます。
- 燃料電池自動車や電気自動車などの次世代エネルギー自動車、家庭用燃料電池（エネファーム）について、導入事例やメリットなどの情報発信を行い、普及促進を図ります。

取組内容 2 省エネルギーの推進

温室効果ガスの削減には、再生可能エネルギーの導入とあわせて、エネルギーの利用量を低減することが必要です。市民一人ひとりが日常における省エネルギーを意識して行動することが重要となりますが、さらに高い温室効果ガスの削減目標を実現するためには、建物の断熱化等によるエネルギーロスの低減や、高効率な設備への見直し、そしてエネルギー消費量の「見える化」をはじめとするエネルギーマネジメントシステムの導入が不可欠になります。

* 1 ----地域新電力-----

自治体や地域の企業が協力して設立する新電力会社です。地域新電力が地域の再生可能エネルギーを扱うことで、電力の地産地活や地域外に流出していたエネルギー費用の地域循環といった効果が見込めます。

* 2 ----マイクログリッド-----

大規模発電所に頼らず、分散型電源などを利用して地域内でエネルギーの生産・消費を行う、小規模なエネルギー供給ネットワークです。省エネや防災性能の向上、地域振興などに効果がある一方、送電線の敷設などの工事費用が莫大にかかるといったデメリットもあります。

施策の内容

① 建築物の省エネルギー化

省エネルギー化の実現に向けて建築物の構造や設備が果たす役割は大きく、特に省エネルギーに特化した ZEB^{*3}や ZEH^{*3}などは、その建物でのエネルギー消費を実質ゼロにできるなど、大きな効果があることから、省エネルギー化につながる設備や機器の更新を推進します。

- 事業所や住宅等の建物を建てる際は、省エネルギー基準に適合した住宅となるよう推進するほか、ZEB や ZEH への切り替えが進むよう、メリットや補助制度に関する情報提供を行います。
- 既存建物の改修時や設備の更新時には、断熱改修や高断熱窓、高効率な設備への更新などが行われるよう、積極的に情報提供を行います。

② エネルギーマネジメントシステムの導入推進・支援

省エネルギー化の推進には、建物からのエネルギーロスを抑えるほか、エネルギーの使用を最適化し、使うエネルギーの無駄を防ぐことが大切です。このために、使用している電力の可視化（見える化）や、エネルギーマネジメントシステム^{*4}による自動制御の導入などを推進します。

- BEMS^{*4} や HEMS^{*4} などのエネルギーマネジメントシステムの導入を推進するため、市民や事業者に対し事例やメリットなどの情報提供を行います。
- 北海道では 2023 年度までにすべての電力計がスマートメーターとなる予定であり、家庭や事業所で電気の時間ごとの使用量などを把握することが可能になることから、これを活用した効率的な省エネ対策の事例などの情報提供を行います。

③ 省エネ行動の推進

上記のような、建物や設備に関する取り組みのほか、日頃の行動の中でできる取り組みを進めることも大切です。日頃取り組める内容について、情報発信を行い、省エネ行動の定着を図ります。

- 節電やエコドライブ、ウォームビズやクールビズの徹底など、日頃できる省エネ行動とそのメリットなどについて、出前講座や広報などを活用し情報発信を行います。

* 3 -----ZEB,ZEH-----

断熱性の向上や高効率設備の導入などで、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上、再生可能エネルギーの導入で年間の一次エネルギー消費の収支をゼロにする住宅・ビルのことです。オフィスビルなどを対象とする場合は ZEB（Net Zero Energy Building）、戸建て住宅を対象とする場合は ZEH（Net Zero Energy House）と呼ばれます。

* 4 -----BEMS,HEMS-----

エネルギーマネジメントシステム（Energy Management System）の略で、情報通信技術を用いて電気・ガスなどのエネルギーの使用状況を把握し、最適に管理していくことで省エネを行うシステムです。

対象となる建物によって名称が若干異なり、オフィスビル（Building）などを対象としたものは BEMS、家庭（Home）を対象としたものは HEMS と呼ばれます。

取組内容 3 循環型社会の形成

市の公共施設の中で、最も多くのCO₂を排出しているのは、ごみ処理施設です。ごみの処理は、焼却からのCO₂が発生するだけでなく、焼却するために大量の燃料や電力を使用することになります。さらに、ごみの収集・運搬によるCO₂も発生しています。

持続可能な社会の構築に向け、ごみの減量化、廃棄物の再利用・再資源化が重要です。

施策の内容

- ①ごみの減量化の推進
- ②廃棄物の再利用・再資源化の推進

取組内容 4 二酸化炭素吸収源の拡大

樹木は成長の過程で幹や根にCO₂を蓄える機能をもっており、森林はいわばCO₂のダムのような役割を担っています。しかし、間伐などの適切な管理が行われていないと成長が停滞してしまい、CO₂の吸収量が減ってしまうことから、適切な管理が必要です。

また、森林はCO₂を吸収するだけでなく、水源涵養機能や山地災害防止機能、レクリエーション機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能などの多面的な機能を持っており、森林の目的に応じた活用が重要です。

施策の内容

- ①森林の保全と適切な管理
- ②森林とのふれあい機会の創出
- ③木材の利用促進

取組内容 5 パートナーシップによる取り組みや環境教育の推進

地球温暖化対策を推進し、脱炭素化を実現するためには、市民一人ひとりが環境に対する興味を持ち、それぞれで取り組みを行うことが重要ですが、同時に市民、事業者と市の協働で事業に取り組むことも大切です。

また、環境・経済・社会の分野において、地球規模の出来事から地域の課題まで、複雑化する様々な問題について、市民や事業者がまず現状を知り、原因や解決方法を考える力を育てるために、環境教育が持つ役割も非常に重要です。

施策の内容

- ①環境教育の推進・環境意識の向上
- ②パートナーシップによる取り組みの推進

それぞれの取組内容について、評価の指標となる KPI を設定し、あわせて CO₂ の削減効果が算出できるものについては、その試算を行いました。

取組内容と KPI 等は次の通りです。

表 5：KPI と想定する CO₂ 削減効果

| 取組み内容 | KPI | 削減効果 (千 t-CO ₂) |
|-------------------|--|--------------------------------|
| | 2019 年度 ⇒ 2030 年度 | |
| 再生可能エネルギー等の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 市内の大規模な再生可能エネルギー発電施設による発電能力 48MW ⇒ 150MW 再エネ 100%ゾーンでの操業企業数 0 社 ⇒ 1 社 再生可能エネルギーの地産地活の事例 0 事業 ⇒ 1 事業 次世代エネルギー自動車の導入数（按分推計） 約 100 台 ⇒ 約 9,000 台 水素の供給拠点数 0 拠点 ⇒ 1 拠点 | 109 |
| | | 41 |
| 省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 認定低炭素住宅の建設数（累計） 54 件 ⇒ 160 件 | 0.1 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 家庭の全灯 LED 化率 13% ⇒ 100% | 1 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 家庭の HEMS 導入率 0.6% ⇒ 100% | 6 |
| 循環型社会の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ごみ総排出量 18,196t/年 ⇒ 17,037 t/年 リサイクル率 20% ⇒ 30% | 0.1 |
| 二酸化炭素吸収源の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> J-VER 販売量（累計） 850 t ⇒ 1,753t 市民との協働による森林整備面積 1.6ha ⇒ 2.6ha 地域材を活用した公共施設の整備 2030 年度までに 2 棟以上 | 0.03 |
| パートナーシップによる取組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策に関する出前講座のメニュー数 6 講座 ⇒ 10 講座 市民との協働による森林整備面積（再掲） 1.6ha ⇒ 2.6ha | (再掲)0.03 |
| 計 | | 157 |

※ KPI の効果は、CO₂ 削減量の想定が可能なものについて数値で表しましたが、数値化できない取組みによる削減効果も大きいことから、実際にはこの表の合計以上の削減が見込まれます。

5.1. 気候変動への適応

気象庁の地球温暖化予測情報第9巻に基づき作成された、「21世紀末の石狩地方の気候」によると、石狩地方では、年間平均気温が約5℃上昇すること、ほとんど見られない真夏日が年に30日程度出現すること、一方で真冬日は年に5日程度に減ること、大雨、短時間強雨の発生日（回）数がともに増加すること、などが予測されています。

こうした気候変動は、農林水産業や自然生態系、私たちの生活の安全性など、非常に広範にわたって大きな影響を与えると予測されます。気候変動による被害を回避・軽減するため、それぞれの分野において、次のような適応策を検討します。

適応策1 産業分野における適応策

※農業・林業・水産業

施策の内容

① 農業・林業分野に関する対策

- 農振作物の拡大に向けた研究を進めます。
- 農地や農業水利施設における防災・減災対策を含めた生産基盤整備を推進します。
- 計画的な森林の整備及び保全を進めていきます。
- 森林病虫害について、被害の早期発見及び早期防除に努めます。

② 水産業分野に関する対策

- 漁業生産の安定向上に向け、サケの増殖対策、ニシン種苗放流、ナマコ種苗放流など、つくり育てる漁業を推進します。
- 水生生物に恵まれた漁場環境を保全していくため、密漁防止対策の強化、野生生物による漁業被害防止対策、磯焼け対策などを進めます。

適応策2 自然環境分野における適応策

※水環境・水資源、自然生態系

施策の内容

① 水資源に関する対策

- 水源涵養機能の維持増進を図る森林、及び、水質保全上特に重要なエリア（水資源保全ゾーン）の設定を行い、適切に管理していきます。

② 自然生態系に関する対策

- 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）（水辺林タイプ）など、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を設定し、適切に管理していきます。
- 希少野生動植物種の保護対策を行うとともに、外来種の防除対策を進めていきます。
- エゾシカによる被害を防止するために、人工植栽が予定されている森林を中心に、被害防止対策を推進します。
- 各種環境のモニタリング等により、生息生物及びその変化の把握に努めます。

適応策 3

自然災害分野における適応策

※自然災害・沿岸域

施策の内容

① 河川・沿岸に関する対策

- 各種訓練や講習会を通じて、市民への関連情報の周知徹底を図ります。
- 普通河川敷地内の清掃等により、河川の流下能力の低下を防止します。

② 土砂災害等に関する対策

- 森林について、地域の特性に応じた適切な植栽や保育、間伐を実施します。
- ハザードマップの理解促進と避難体制の整備を図るとともに、定期的・自主的な避難訓練や防災訓練等を進めていきます。
- 土砂災害の恐れのある箇所について、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備等が促進されるよう取り組みます。

適応策 4

生活・健康分野における適応策

※健康、市民生活・都市生活

施策の内容

① 健康に関する対策

- 熱中症予防について、パンフレットやポスターなどによる注意喚起を展開します。
- 災害時の感染症の拡大・まん延防止のため、平時から感染症予防に関する知識の普及啓発を行っていきます。
- 感染症拡大防止対策として、防疫活動に要する資材の計画的な備蓄等を進めます。

② 市民生活・都市生活に関する対策

- 主要幹線等で、異常気象時にも効率的に除排雪を実施できるよう、体制強化や関連機関との連携構築を行います。
- 災害時における情報連絡体制の確保・強化に努めるとともに、情報伝達手段の多様化を図ります。
- 再生可能エネルギーの導入拡大や石油燃料の供給確保など、災害時におけるエネルギー供給体制の見直しを進めます。

※関連計画

- ・石狩市農業振興計画
- ・石狩市森林整備計画
- ・石狩市漁業振興計画

- 石狩市地域防災計画
- 石狩市強靱化計画